

第8章 第1号被保険者の 介護保険料額（18～20年度）について

第8章 第1号被保険者の介護保険料額（18～20年度）について

1. 財政安定化基金借入金（12～17年度）の状況

介護保険料額（18～20年度）について

第1期介護保険事業計画におきまして、「施設サービス費用の一人当たり単価が高い」「施設サービス利用人数が計画人数より実績人数が多かった」等の要因によりまして保険給付費が計画していた以上に増大し、その結果、第1号被保険者の保険料で賄うべき財源が不足となりました。そのため、財政安定化基金から借入の必要が生じ、平成12～14年度の3カ年で、約10億円を借り入れました。

この借入金は、平成15年度以降に9年間で財政安定化基金に償還しており、1年あたり14,794千円の償還を行っています。

【財政安定化基金借入金の状況】

	高知市	土佐山村	合計
平成12年度	15,624,000	3,100,000	18,724,000
平成13年度	384,499,000	4,500,000	388,999,000
平成14年度	625,430,000	0	625,430,000
合計	1,025,553,000	7,600,000	1,033,153,000

財政安定化基金

保険者である市町村が、通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納率の悪化や予定していた以上の給付費の増大等により、市町村の保険財政に不足が生じた際、資金の交付、貸付を行うことで市町村の保険財政に生じる赤字、又はその赤字を埋めるための一般会計からの繰入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものです。

2. 第1号被保険者の介護保険料額について

第1号被保険者の介護保険料(18～20年度)

介護保険料額(18～20年度)について

介護保険サービス量推計(第5章)等を基に試算した結果、平成18～20年度の第1号被保険者の介護保険料の保険料基準額(第4段階の保険料)の月額は、4,631円となりました。

保険料基準月額4,631円のうち、150円は「財政安定化基金借入金の償還金(9年償還)」の財源分となっています。

【第2期との比較】

65歳以上の介護保険料	第2期	第3期	増減
	平成15～17年度	平成18～20年度	
介護保険料基準月額	4,363円	4,631円	268円

	対象者の条件	計算方法	介護保険料 基準月額	対象割合
第1段階	生活保護受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ 老齢福祉年金受給の方	基準額×0.5	2,315	5.8%
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の収入が合計所得金額と課税 年金収入金額の合計が80万円以下 の方 (ただし、合計所得金額には課税年 金収入による所得を含まないこ とを指す)	基準額×0.5	2,315	21.2%
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で 第2段階に該当しない方	基準額×0.75	3,473	12.8%
第4段階	・本人は市町村民税非課税だが世帯 は課税の方	基準額×1	4,631	19.7%
第5段階	・本人が市町村民税課税で合計所 得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	5,788	25.1%
第6段階	・本人が市町村民税課税で合計所 得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	6,946	15.4%

3. 高知市介護保険料生活困窮者減免（独自減免）の継続について

介護保険料額（18～20年度）について

（1）現状及び課題

介護保険料の段階区分は6段階になり、低所得者の層に対する保険料の軽減が第2段階区分で行われることとなりました。しかし、今回の制度改革によっても高知市が実施していた生活困窮者減免（独自減免）については、保険料の軽減が実施されない低所得者層があります。

（2）施策方針

今回の制度改革により、生活困窮者の多数は第2段階区分に該当することにより保険料が軽減されることとなりました。しかし、その基準は合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下となっており高知市の減免基準を満たしていません。

そのため、平成15年度より実施している生活困窮者減免（独自減免）は、まだ第3段階の低所得者層に対して減免の必要があり、低所得者対策として介護保険料の単独減免を第3段階区分の該当者に対して継続して実施します。

（3）単独減免事業内容

実施年度	平成15年度から
対象範囲	次の要件を満たす方 所得段階が第3段階の方（世帯全員が市町村民税非課税） 世帯員全員の前年中の年間収入が生活保護基準額と同程度（表1と表2の合計額）以下の方 扶養されていないこと 預貯金の額が表1の額以下の方 世帯員1人の場合 1,051千円以下 世帯員2人の場合 1,505千円以下
減免率	保険料の3分の1を減免
減免額	年間 約13,890円
減免対象者数	約50名
減免総額	約69万円（1年間）
減免額財源	第1号被保険者の介護保険料
減免による保険料基準額アップ額	月額当り約0.87円（保険料推計シートに折込済）
備考	国の示す単独減免3原則を遵守しての実施

国が示す単独減免3原則

- (1) 保険料の全額免除
 - (2) 資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
 - (3) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れ
- による保険料の単独減免は、制度の主旨から不適當

【減免の収入要因】

世帯員全員の年間収入金額が、表1と表2の合計金額以下であること。

表1

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人以上
基準額	1,051千円	1,505千円	1,988千円	2,464千円	1人につき 447千円加算

表2（住宅費加算：借家等に居住する場合のみ、基準額を上限として家賃相当額を加算）

世帯員数	1人	2～6人	7人以上
基準額	375千円	489千円	586千円

4. 税制改正の影響による保険料の激変緩和の実施について

(1) 現状及び課題

介護保険料額(18～20年度)について

地方税法の改正により、老年者に対する非課税枠125万円が廃止されました。
この改正により、これまで非課税であった被保険者や世帯が課税となります。
そのため介護保険料の所得段階区分が変更され介護保険料の負担が激変します。

(2) 施策方針

税制改正の影響による激変を緩和するため、平成18年度から20年度にかけて保険料の軽減により負担の激変緩和を実施します。

(3) 税制改正の影響による激変緩和の実施内容について

激変緩和措置対象者について

税制改正により市町村民税課税となる場合

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者
前年の合計所得金額が125万円以下の者
平成17年1月1日現在において65歳以上の者

税制改正により市町村民税本人非課税となる場合

次のいずれの要件も満たすこと
税法上の経過措置対象者と同一の世帯に属する第1号被保険者
同一の世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない者
平成17年1月1日現在において65歳以上の者

所得段階区分と激変緩和措置対象者の区分		基準額に対する割合			保険料額		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階		0.50	0.50	0.50	27,780	27,780	27,780
第2段階		0.50	0.50	0.50	27,780	27,780	27,780
第3段階		0.75	0.75	0.75	41,670	41,670	41,670
第4段階	第1段階からの激変緩和措置の対象者	0.66	0.83	1.00	36,670	46,120	55,570
	第2段階からの激変緩和措置の対象者	0.66	0.83		36,670	46,120	
	第3段階からの激変緩和措置の対象者	0.83	0.91		46,120	50,570	
	激変緩和措置対象者を除く	1.00	1.00		55,570	55,570	
第5段階	第1段階からの激変緩和措置の対象者	0.75	1.00	1.25	41,670	55,570	69,460
	第2段階からの激変緩和措置の対象者	0.75	1.00		41,670	55,570	
	第3段階からの激変緩和措置の対象者	0.91	1.08		50,570	60,010	
	第4段階からの激変緩和措置の対象者	1.08	1.16		60,010	64,460	
	激変緩和措置対象者を除く	1.25	1.25		69,460	69,460	
第6段階		1.50	1.50	1.50	83,350	83,350	83,350

編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

介護保険課 電話：088-823-9927

FAX：088-824-8390